# 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年10月8日提出

【発行者名】 日興アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 村上 雅彦

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

 【事務連絡者氏名】
 雄谷 敦史

 【電話番号】
 03-6447-6147

【届出の対象とした募集(売出)内国投資

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

上場インデックスファンドTOPIX Mid400日本中型株

30兆円を上限とします。

### 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

上場インデックスファンドTOPIX Mid400日本中型株(以下「ファンド」といいます。)

・愛称として「上場TOPIX Mid400日本中型株」、「上場中型」という名称を用いることがあります。

# (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、も しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

# (3)【発行(売出)価額の総額】

30兆円を上限とします。

# (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

# (5)【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額 を徴収することができるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

# (6)【申込単位】

ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数 (100口未満切上げ)を申込単位とし、 その整数倍とします。

「ユニット株式」とは、委託会社がTOPIX Mid400に連動すると想定する、TOPIX Mid400における各構成銘柄の委託会社が指定する株数の株式すべてを指すものとします。

# (7)【申込期間】

平成26年10月 9日から平成27年10月 8日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

# (8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

EDINET提出書類 日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### <委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

# (9)【払込期日】

取得申込者は販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する株式をもって取得申込みを行なう ものとします。取得申込みに係る株式は、追加設定を行なう日に、販売会社によって、受託会社が指定 する株式会社証券保管振替機構のファンドの口座に預託、保管されます(金銭が含まれる場合は、当該 金銭については、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれ ます。)。

# (10)【払込取扱場所】

「(8)申込取扱場所」に同じです。

# (11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

# (12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

# 1【ファンドの性格】

# (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

### ファンドの目的

TOPIX Mid400に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、TOPIX Mid400の計算方法に 従ってポートフォリオを構成し、原則としてそれを維持することにより、基準価額が同 指数の動きと高位に連動することをめざします。

※TOPIX Mid400は、TOPIX (東証株価指数)算出対象銘柄の中から、TOPIX500構成銘柄のうち、TOPIX100構成銘柄に含まれない400銘柄を対象に、浮動株調整後の時価総額を指数として算出します。算出方法は、基準時を平成10年(1998年)4月1日(終値)に置き、その日の時価総額を1,000として、その後の時価総額を指数化したものです。

有償増資、新規上場、上場廃止など、市況以外の要因による時価総額の変動に影響されないよう時価総額を修正し、指数の連続性を確保しています。TOPIXの構成銘柄を一定の基準で規模ごとに細分化した時価総額加重型株価指数の一つです。

# 「TOPIX Mid400」の著作権などについて

- TOPIX Mid400 の指数値および TOPIX Mid400 の商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利および TOPIX Mid400 の商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。
- ・株式会社東京証券取引所は、TOPIX Mid400 の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX Mid400 の指数値の算出もしくは公表の停止、または TOPIX Mid400 の商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ・株式会社東京証券取引所は、TOPIX Mid400 の商標の使用に関して得られる結果について、何ら保証、 言及をするものではありません。
- ・株式会社東京証券取引所は、TOPIX Mid400 の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性 を保証するものではありません。また、株式会社東京証券取引所は、TOPIX Mid400 の指数値の算出 または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・当ファンドは、TOPIX Mid400 の指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、当ファンド の純資産価額とTOPIX Mid400 の間にカイ離が発生することがあります。
- ・当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- 株式会社東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資アドバイスをする義務を負いません。
- ・以上の項目に限らず、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかな る損害に対しても、責任を有しません。

### ファンドの基本的性格

1)商品分類

	115		25.0	5.0		207
単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域		投資対象資産 (収益の源泉) 独立区分		独立区分	補足分類
	国	内	株	式	MMF	
単位型投信		00 <b>1</b> 00 <b>4</b> 00	债	券	3121222	インデックス型
	海	外	不動產	<b>全投信</b>	MRF	
追加型投信			その何	也資産		特殊型
	内	外	(	)	ETF	
			資産	複合		

## (注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

# 国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉と する旨の記載があるものをいいます。

### 株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### ETF

投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。

# インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

# 2)属性区分

投资対象资産	決算頻度	投资対象地域	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	
一般 大型株 中小型株	年2回	日本	
	年4回	北米	日経 225
债券 一般 公债	年 6 回 (陽月)	欧州	
社债	404 MAG	アジア	
\$1 \$10 CO 16000000000000000000000000000000000000	年 12 回 (毎月)	オセアニア	TOPIX
不動産投信	日々	中南米	
( ±0 XE IX (a	その他	アフリカ	その他
その他資産	( )		(TOPIX Mid400)
( )		中近東 (中東)	
资産複合		333703777350	
( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

EDINET提出書類 日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

株式 中小型株

目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドの特色

当ファンドは、契約型の投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる 仕組みが採り入れられています。

# 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

- ・売買単位は10口単位です。(有価証券届出書提出日現在)
- ・売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
- ・取引方法は原則として株式と同様です。
- ※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

# ク 株式をもって受益権の取得申込みを行ないます。

ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数(100口未満切上げ)を申込単位として、その整数倍とします。

※「ユニット株式」とは、委託会社がTOPIX Mid400に連動すると想定する、TOPIX Mid400 における各構成銘柄の委託会社が指定する株数の株式すべてを指すものとします。

# 3 解約請求による途中換金をすることはできません。

# 4 受益権をもって株式と交換することができます。

- ※取得申込時に拠出されたTOPIX Mid400構成銘柄と、交換時に取得される各株式は一致するものではありません。
- ※取得申込時に取得された受益権の口数と、交換時に必要とされる口数は一致する ものではありません。

# 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資することを指図する株式は、原則としてTOPIX Mid400に採用されている銘柄の株式 の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、 この限りではありません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。

# 分配方針

- 信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
  - ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

# 信託金限度額

- ・5兆円相当額を限度として有価証券または金銭を追加信託することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

# (2)【ファンドの沿革】

平成20年3月21日

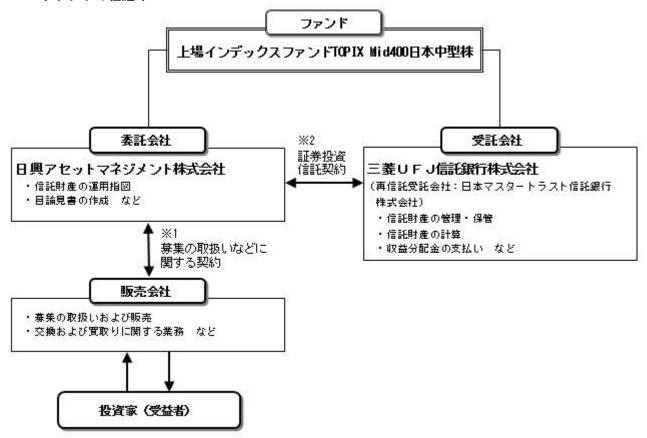
・ファンドの信託契約締結、運用開始

平成20年3月24日

・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

# (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、 交換および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況(平成26年7月末現在)

1)資本金

17,363百万円

2)沿革

昭和34年:日興證券投資信託委託株式会社として設立

平成11年:日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

# 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

・TOPIX Mid400に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、信託財産中に占める各銘柄の株数の比率を TOPIX Mid400における個別銘柄の株数の構成比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、TOPIX Mid400の動きに連動する投資成果をめざします。

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

・次に掲げる場合には、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

TOPIX Mid400の計算方法が変更された場合

TOPIX Mid400に採用されている銘柄の変更または資本異動などにより、TOPIX Mid400における個別銘 柄の時価総額の修正が行なわれた場合

追加信託および受益権と株式との交換の指図を行なう場合

その他連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合

- ・TOPIX Mid400への連動率を向上させるため、資金動向に応じて約款に定める有価証券指数等先物取引な どを行なう場合があります。
- ・ファンドが信託を終了することとなった場合は、上記の方針のような運用ができない場合があります。

# (2)【投資対象】

TOPIX Mid400に採用されている銘柄の株式を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

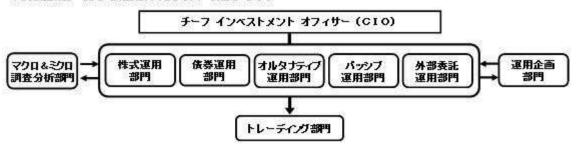
- 2)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条に 定めるものに限ります。)
- 3)金銭債権

主として株式に投資するほか、次に掲げる株式以外の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定 により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)および金融商品(金融商品取引法 第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用す ることができます。

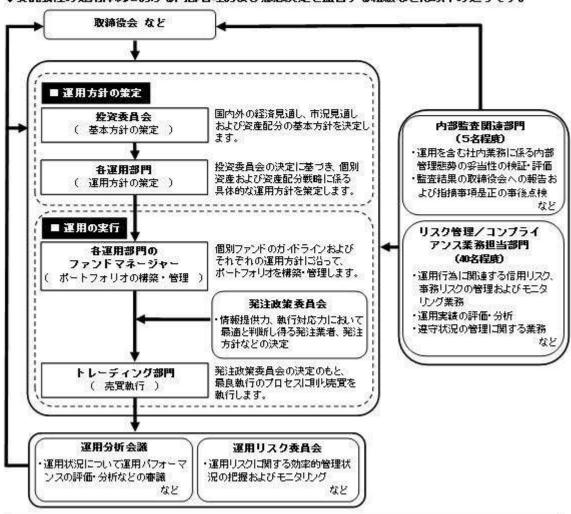
- 1)預金
- 2)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証 券に限ります。)
- 3)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 4)コール・ローン 次の取引ができます。
- 1) 先物取引等
- 2)有価証券の貸付

# (3)【運用体制】

### ◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



# 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は平成26年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4)【分配方針】

収益分配方針

- 1)信託財産から生ずる配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。)と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- 2 ) 毎計算期末に信託財産から生じたイ) に掲げる利益の合計額は、口) に掲げる損失を控除し、繰越欠

損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

- イ)有価証券売買益(評価益を含む)、先物取引等取引益(評価益を含む)、追加信託差益金、交換 差益金
- 口)有価証券売買損(評価損を含む)、先物取引等取引損(評価損を含む)、追加信託差損金、交換 差損金

収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

# (5)【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1)株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2)投資することを指図する株式は、原則としてTOPIX Mid400に採用されている銘柄の株式の発行会社の 発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありませ ん。
- 3)外貨建資産への投資は行ないません。
- 4)わが国の金融商品取引所における株価指数先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げる もののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。)および株価指数オプション取引(金融商 品取引法第28条第8項第3号八に掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。) ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の株価指数先物取引および株価指数オプション取引と 類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 5)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸付の指図をすることができます。 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額 を超えないものとします。

2014年12月1日以降、以下の投資制限が追加となります。

6) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法 により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権 の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

# 3【投資リスク】

# (1)ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資 元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属 します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や 業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

# 当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動 します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおい ては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあ ります。
- ・一般に中小型株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額に も大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に中小型株式は、株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高いと考えられます。

### 信用リスク

一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも 重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体 の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が 値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が 廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、 ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク(取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク)を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

### < TOPIX Mid400と基準価額の主なカイ離要因 >

当ファンドは、基準価額の変動率をTOPIX Mid400の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・TOPIX Mid400の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、 個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報 酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとTOPIX Mid400の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額のカイ離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度 魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を 下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

# <その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・交換の取り扱いを停止することもあります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・交換の停止に関する事項 ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性 に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・交換の取扱いを停止する場合があり ます。
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

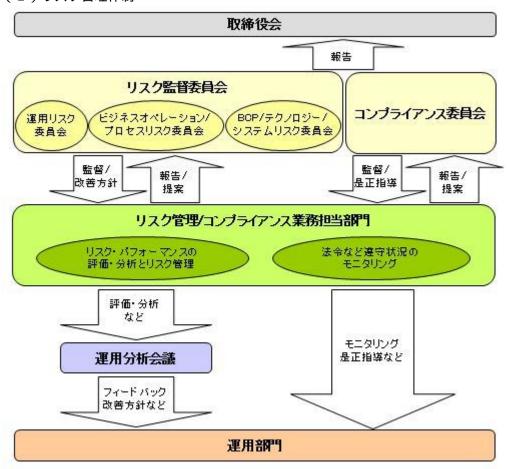
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連し

日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

て、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影 響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額がカイ離する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項 ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

### (2)リスク管理体制



# 全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモ ニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況に ついては、リスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上 取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各 種リスク(運用リスク、事務リスク、システムリスクなど)に関するモニタリングとその報告に加えて、重 大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

# リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ない ます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク 管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策 策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った 運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

### 法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、リスク管理 / コンプライアンス業務担当 部門が管理を行ないます。問題点についてはリスク管理/コンプライアンス関連の委員会に報告され、必要 に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成26年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# 4【手数料等及び税金】

# (1)【申込手数料】

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額 を徴収することができるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

# (2)【換金(解約)手数料】

### 換金手数料

販売会社は、受益者が交換を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売 会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとしま す。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額

ありません。

# (3)【信託報酬等】

# 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.54%(税抜0.5%)以内の 率を乗じて得た額とします。

### 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬が税抜0.5%(有価証券届出書提出日現在)の場合の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率(年率)					
合計	受託会社				
0.50%	0.45%	0.05%			

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

### 支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末または信託終了のときに、信 託財産から支払います。

# (4)【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。)また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。(以下「見積方式」といいます。)ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行 および管理事務に係る費用。

有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用。

目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)。

信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)。

運用報告書および決算短信など開示資料の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)。

ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に

係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。 格付の取得に要する費用。

ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。 受益権の上場に係る費用。

「TOPIX Mid400」その他これに類する標章の使用料。

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託 財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息。

有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料に0.54(税抜0.5)以内(有価証券届出書提出日現在、0.54(税抜0.5))を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は1:1とし、信託報酬と同時期に支払います。

\*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

# (5)【課税上の取扱い】

課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度 の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益(譲渡益)については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用があります。)のいずれかを選択することもできます。

確定申告等により、売却時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。また、売却時の差益(譲渡益)および収益分配金(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、証券会社において分配金などを受け取るための「株式数比例配分方式」を選択していない場合は、NISAをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 受益権と現物株式との交換

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

法人受益者の場合

1)受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・収益分配金は配当所得として、15.315% (所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人所得と合算して課税されます。
- ・収益分配金は益金不算入の対象となり、その限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。
- 3) 受益権と現物株式との交換

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

上記は平成26年10月 8日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

# 5【運用状況】

以下の運用状況は2014年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	477,404,200	99.82
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		881,314	0.18
合計 (純資産総額)		478,285,514	100.00

# (2)【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

# イ.評価額上位銘柄明細

国· 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	マツダ	輸送用機 器	2,600	2,535.00	6,591,000	2,501.00	6,502,600	1.36
日本	株式	楽天	サービス 業	3,900	1,379.00	5,378,100	1,369.00	5,339,100	1.12
日本	株式	オリンパス	精密機器	1,300	3,655.00	4,751,500	3,750.00	4,875,000	1.02
日本	株式	シマノ	輸送用機 器	400	11,250.00	4,500,000	12,100.00	4,840,000	1.01
日本	株式	日本電気	電気機器	12,000	357.00	4,284,000	403.00	4,836,000	1.01
日本	株式	オムロン	電気機器	1,000	4,270.00	4,270,000	4,635.00	4,635,000	0.97
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機 器	800	5,360.00	4,288,000	5,070.00	4,056,000	0.85
日本	株式	日本航空	空運業	700	5,740.00	4,018,000	5,730.00	4,011,000	0.84
日本	株式	東京急行電鉄	陸運業	5,000	730.00	3,650,000	748.00	3,740,000	0.78
日本	株式	マキタ	機械	600	6,210.00	3,726,000	6,190.00	3,714,000	0.78
日本	株式	三菱自動車工業	輸送用機 器	3,100	1,126.00	3,490,600	1,185.00	3,673,500	0.77
日本	株式	阪急阪神ホールディングス	陸運業	6,000	581.00	3,486,000	603.00	3,618,000	0.76
日本	株式	小野薬品工業	医薬品	400	8,990.00	3,596,000	8,810.00	3,524,000	0.74
日本	株式	近畿日本鉄道	陸運業	9,000	376.00	3,384,000	377.00	3,393,000	0.71
日本	株式	ヤクルト本社	食料品	600	5,350.00	3,210,000	5,500.00	3,300,000	0.69

	_		_	_			有価証券.	届出書(内国投	<u> 資信託</u>
日本	株式	電通	サービス 業	800	4,140.00	3,312,000	4,125.00	3,300,000	0.69
日本	株式	アイシン精機	輸送用機 器	800	3,990.00	3,192,000	4,040.00	3,232,000	0.68
日本	株式	塩野義製薬	医薬品	1,400	2,119.00	2,966,600	2,242.00	3,138,800	0.66
日本	株式	中外製薬	医薬品	900	2,847.00	2,562,300	3,460.00	3,114,000	0.65
日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・ 土石製品	1,000	2,952.00	2,952,000	3,110.00	3,110,000	0.65
日本	株式	テルモ	精密機器	1,300	2,291.00	2,978,300	2,362.00	3,070,600	0.64
日本	株式	小田急電鉄	陸運業	3,000	975.00	2,925,000	1,016.00	3,048,000	0.64
日本	株式	LIXILグループ	金属製品	1,200	2,699.00	3,238,800	2,533.00	3,039,600	0.64
日本	株式	東京電力	電気・ガス業	7,300	425.00	3,102,500	405.00	2,956,500	0.62
日本	株式	ローム	電気機器	500	5,810.00	2,905,000	5,910.00	2,955,000	0.62
日本	株式	日本精工	機械	2,000	1,369.00	2,738,000	1,469.00	2,938,000	0.61
日本	株式	大成建設	建設業	5,000	554.00	2,770,000	587.00	2,935,000	0.61
日本	株式	IHI	機械	6,000	468.00	2,808,000	483.00	2,898,000	0.61
日本	株式	ヤフー	情報・通 信業	6,100	469.00	2,860,900	473.00	2,885,300	0.60
日本	株式	日本取引所グループ	その他金 融業	1,200	2,477.00	2,972,400	2,386.00	2,863,200	0.60

# 口.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.08
		建設業	3.48
			5.00
		繊維製品	0.79
		パルプ・紙	0.70
		 化学	7.36
		医薬品	4.68
			0.69
		ゴム製品	0.41
		ガラス・土石製品	2.45
		<del></del>	1.49
		非鉄金属	1.13
		金属製品	1.54
		機械	6.40
		電気機器	11.03
		輸送用機器	7.43
		精密機器	2.15
		その他製品	1.91
		電気・ガス業	3.11
		陸運業	6.34
		海運業	1.02

	空運業		0.84
	倉庫・運輸関連業		0.54
	情報・通信業		4.54
	卸売業		2.87
	小売業		5.64
	銀行業		6.85
	証券、商品先物取引	業	0.72
	保険業		0.29
	その他金融業		1.99
	不動産業		2.19
	サービス業		4.08
合 計	,		99.82

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

期別		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	東京証券取引所	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	取引価格(円)
第1計算期間末	(2008年 7月 8日)	1,011	1,019	1,210.03	1,218.90	1,111
第2計算期間末	(2009年 7月 8日)	781	791	935.03	947.03	935
第3計算期間末	(2010年 7月 8日)	751	759	899.26	908.56	896
第4計算期間末	(2011年 7月 8日)	762	771	911.63	922.53	915
第5計算期間末	(2012年 7月 8日)	688	698	824.13	835.93	
第6計算期間末	(2013年 7月 8日)	1,051	1,061	1,257.93	1,270.13	1,272
第7計算期間末	(2014年 7月 8日)	1,169	1,180	1,398.91	1,411.81	1,357
	2013年 7月末日	1,017		1,217.53		1,249
	8月末日	992		1,187.57		1,173
	9月末日	1,086		1,299.62		1,292
	10月末日	1,084		1,296.96		1,271
	11月末日	1,133		1,356.26		1,338
	12月末日	1,169		1,398.93		1,379
	2014年 1月末日	1,109		1,327.47		1,330
	2月末日	1,103		1,319.92		

3月末日	1,103	1,320.08	
4月末日	1,069	1,278.77	
5月末日	1,104	1,320.92	1,330
6月末日	1,166	1,395.63	1,355
7月末日	478	1,420.02	1,357

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

# 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2008年 3月21日~2008年 7月 8日	8.8700
第2期	2008年 7月 9日~2009年 7月 8日	12.0000
第3期	2009年 7月 9日~2010年 7月 8日	9.3000
第4期	2010年 7月 9日~2011年 7月 8日	10.9000
第5期	2011年 7月 9日~2012年 7月 8日	11.8000
第6期	2012年 7月 9日~2013年 7月 8日	12.2000
第7期	2013年 7月 9日~2014年 7月 8日	12.9000

# 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2008年 3月21日~2008年 7月 8日	4.27
第2期	2008年 7月 9日~2009年 7月 8日	21.73
第3期	2009年 7月 9日~2010年 7月 8日	2.83
第4期	2010年 7月 9日~2011年 7月 8日	2.59
第5期	2011年 7月 9日~2012年 7月 8日	8.30
第6期	2012年 7月 9日~2013年 7月 8日	54.12
第7期	2013年 7月 9日~2014年 7月 8日	12.23

<sup>(</sup>注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

# (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2008年 3月21日~2008年 7月 8日	836,000	0
第2期	2008年 7月 9日~2009年 7月 8日	0	0
第3期	2009年 7月 9日~2010年 7月 8日	0	0
第4期	2010年 7月 9日~2011年 7月 8日	0	0
第5期	2011年 7月 9日~2012年 7月 8日	0	0

EDINET提出書類

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

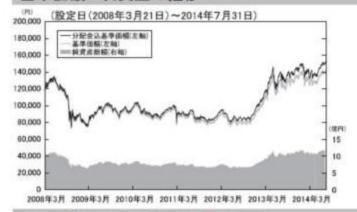
第6期	2012年 7月 9日~2013年 7月 8日	0	0
第7期	2013年 7月 9日~2014年 7月 8日	0	0

- (注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
- (注)解約口数は交換口数を表示しております。

# 参考情報

# 2014年7月31日現在

# 基準価額・純資産の推移



基準価額......142,002円 純資産総額…………4.78 億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の100 ロ

当たりの値です。 ※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したも のとして計算した理論上のものであることにご留意くだ さい。

# 分配の推移(税引前、100 口当たり)

1	2010年7月	2011年7月	2012年7月	2013年7月	2014年7月	設定来累計
Ī	930円	1,090円	1, 180 円	1,220円	1, 290円	7. 797 円

# 主要な資産の状況

# <資産構成比率>

組入資産	比 率
株式	99. 82%
現金その他	0.1896

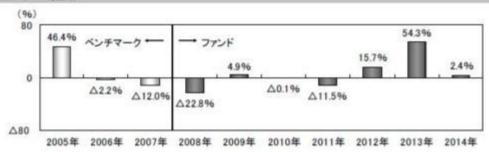
<sup>※</sup>対緯資産総額比です。

# <組入上位 10 銘柄>

	銘 柄	業種	比率
1	マツダ	輸送用機器	1.36%
2	楽天	サービス業	1. 1296
3	オリンパス	精密機器	1.0296
4	シマノ	輸送用機器	1.0196
5	日本電気	電気機器	1.01%
6	オムロン	電気機器	0.97%
7	豊田自動織機	輸送用機器	0.85%
8	日本航空	空運業	0.84%
9	東京急行電鉄	陸運業	0. 78%
10	マキタ	機械	0. 78%

<sup>※</sup>対論資産総額比です。

# 年間収益率の推移



- ※ファンドの年間収益率は分配金 (税引前) を再投資したものとして計算しております。
- ※2007 年以前は、ベンチマーク(TOP1X Mid400)の収益率を表示しております。 ※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ※2008 年は、設定時から 2008 年末までの機落率です。
  ※2014 年は、2014 年7 月末までの機落率です。
- ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

### 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

# (1)申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する株式をもって取得の申込みを行なうものとします。当該株式は、TOPIX Mid400における各構成銘柄の株式の数の構成比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の株式とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ・なお、拠出された株式の評価額が、取得する受益権口数の評価額(取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額)に満たない場合、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができます。また取得申込者が、TOPIX Mid400に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。)である場合には、取得申込みに係る株式のうち当該発行会社等の株式の評価額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができます。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行なう売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

# (2)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

# (3)取扱時間

原則として、午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。ただし、取得申込者がTOPIX Mid400に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合の受付締切時間は午後2時までとします。なお、販売会社によっては、取得の申込みの受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (4)取得申込日が次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行ないません。
  - 1) TOPIX Mid400構成銘柄の配当落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間
  - 2) TOPIX Mid400構成銘柄の変更および増減資などに伴なう株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
  - 3)ファンドの計算期間終了日(決算日)の前営業日
  - 4)ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
  - 5 ) 1 ) ~ 4 ) のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記1)~4)に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

# (5)申込単位

ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数(100口未満切上げ)を申込単位とし、 その整数倍とします。

(6)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

# 2【換金(解約)手続等】

# (1)受益権の解約

受益者は、信託期間中において解約の請求をすることはできません。

(2) 受益権と信託財産に属する株式との交換

受益者は、委託会社が指定する販売会社に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式と交換すること(以下「交換」といいます。)を請求することができます。最小交換請求口数とは、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において委託会社がTOPIX Mid400に連動すると想定する、TOPIX Mid400における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定める口数とします。

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求日の基準価額に基づいて計算された株数

日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

とし、金融商品取引所が定める一売買単位(以下「取引所売買単位」といいます。)の整数倍とします。

交換請求日の午後3時までに委託会社に交換請求をして受理されたものを、当日の受付分として取り扱います。ただし、受益者がTOPIX Mid400に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合の受付締切時間は午後2時までとします。なお、販売会社によっては、交換請求の受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

交換請求日が次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行ないません。

- 1) TOPIX Mid400構成銘柄の配当落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間
- 2) TOPIX Mid400構成銘柄の変更および増減資などに伴なう株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
- 3)ファンドの計算期間終了日(決算日)の前営業日および前々営業日
- 4)ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 5 ) 1 ) ~ 4 ) のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記1)~4)に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。

交換請求を行なった受益者が交換に係る株式の発行会社等である場合には、委託会社は、交換請求を受け付けた口数から当該発行会社等の株式の評価額の合計に相当する金額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式(当該発行会社等の株式を除きます。)を交換するものとします。

受託会社は、原則として販売会社に交換請求日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。当該販売会社は、受託会社から交付を受けた株式を所定の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、約款に定める運用の基本方針に 沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合は、交換請求の受付を中止すること、および既に 受け付けた交換請求の受付を取り消すことができます。

交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして取り扱います。

# (3)受益権の買取り

受益者は、保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、 委託会社が指定する販売会社に当該受益権の買取りを請求することができます。

原則として、午後3時までに委託会社が指定する販売会社において所定の事務手続きが完了したものを 当日の受付分とします。受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額とします。

受益者は買取時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

委託会社が指定する販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた 買取りを取り消すことができます。

買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

# 3【資産管理等の概要】

# (1)【資産の評価】

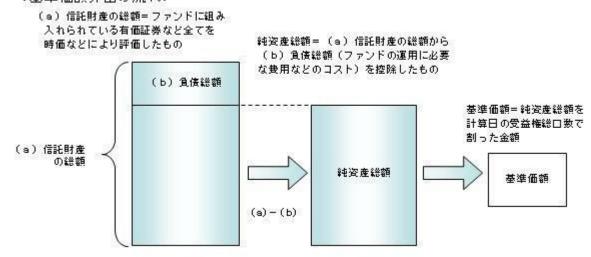
基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を評価して得た信託財

日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは100口当たりに換算した価額で表示することがあります。

# <基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価しま す。
  - < 主な資産の評価方法 >

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

# (2)【保管】

該当事項はありません。

# (3)【信託期間】

無期限とします(平成20年 3月21日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

### (4)【計算期間】

毎年7月9日から翌年7月8日までとします。

# (5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ)受益権の口数が300万口を下回ることとなった場合
  - 口)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - 八)やむを得ない事情が発生したとき
- 2)この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

- 有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 3)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰
- 上償還させます。
  - イ)受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
  - 口) TOPIX Mid400が廃止された場合
  - 八)TOPIX Mid400の計算方法の変更などに伴なって委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が、書面決議の結果、行なわれないこととなった場合
  - 二)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ホ)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - へ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、 書面決議で可決された場合、存続します。)
  - ト)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして 解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

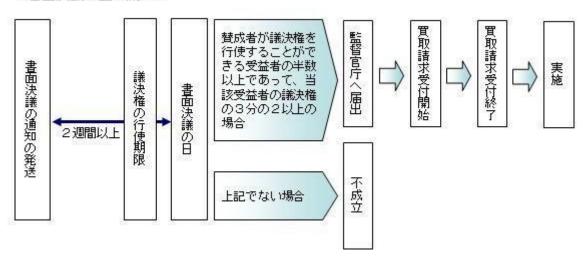
# 信託約款の変更など

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2)この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
  - 上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。
  - この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

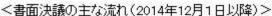
### 書面決議

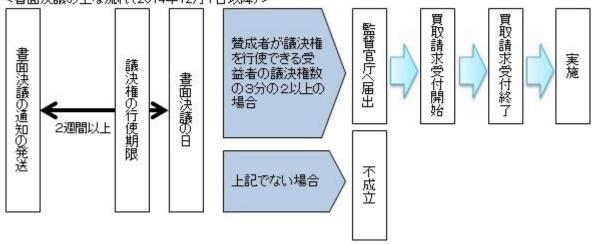
- 1)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2 ) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている 受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3)書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分 の2以上にあたる多数をもって行ないます。
  - 上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。
  - 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書 面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対 した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求でき ます。

# <書面決議の主な流れ>



※書面決議の流れは、2014年12月1日以降、下図の通り変更となります。





# 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

# 信託終了時の交換等

- 1)ファンドが信託を終了することとなる場合は、交換に必要な受益権口数を有する受益者に対しては、 信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座 簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。
- 2)交換は、委託会社の指定する販売会社で取り扱うものとします。
- 3)受益者が取得する個別銘柄の株数は、償還価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整 数倍とします。
- 4)受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- 5)受益者がTOPIX Mid400構成銘柄である株式の発行会社等である場合は、当該発行会社等の株式の評価額の合計に相当する受益権について金銭をもって返還するものとします。
- 6)交換に必要な受益権口数を有しない受益者は、償還価額をもって委託会社が指定する販売会社に買取 請求を行なうものとします。この場合、受益者は販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に 係る消費税等相当額を支払うものとします。
- 7)受益者が、株式の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から10年間請求をしない ときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

# 運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行ないません。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金受領権

- ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行ないます。当 ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払わ れます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行なうことができます。
- ・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間請求を行なわない場合はその権利を失い、 その金銭は委託会社に帰属します。

# (2)受益権と信託財産に属する株式との交換権

- ・受益者は、一定口数以上の受益権をもって、その持分に相当する信託財産に属する株式と交換すること を請求できます。
- ・ただし、受益者が信託の終了による株式の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、委託会社に帰属します。

# (3)受益権の買取請求権

受益者が保有する受益権の口数の合計が、金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、販売会社に対して、受益権の買取りを請求することができます。

### (4)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

## 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成25年 7月 9日から平成26年 7月 8日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

# 1【財務諸表】

【上場インデックスファンドTOPIX Mid400日本中型株】

# (1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第6期 平成25年 7月 8日現在	第7期 平成26年 7月 8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,179,180	8,273,160
株式	1,050,472,500	1,168,441,700
未収入金	10,713,100	9,743,100
未収配当金	561,600	699,700
未収利息	8	12
流動資産合計	1,066,926,388	1,187,157,672
資産合計	1,066,926,388	1,187,157,672
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,199,200	10,784,400
未払受託者報酬	428,348	578,644
未払委託者報酬	3,856,241	5,208,939
その他未払費用	815,848	1,093,549
流動負債合計	15,299,637	17,665,532
負債合計	15,299,637	17,665,532
純資産の部		
元本等		
元本	977,284,000	977,284,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	74,342,751	192,208,140
(分配準備積立金)	102,790	98,807
元本等合計	1,051,626,751	1,169,492,140
純資産合計	1,051,626,751	1,169,492,140
負債純資産合計	1,066,926,388	1,187,157,672

# (2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円 <u>)</u>
	第6期 自 平成24年 7月 9日 至 平成25年 7月 8日	第7期 自 平成25年 7月 9日 至 平成26年 7月 8日
受取配当金	15,327,072	17,634,073
受取利息	1,915	1,943
有価証券売買等損益	362,615,475	117,869,372
その他収益	9,706	25,540
営業収益合計	377,954,168	135,530,928
営業費用		
受託者報酬	428,348	578,644
委託者報酬	3,856,241	5,208,939
その他費用	815,851	1,093,556
営業費用合計	5,100,440	6,881,139
営業利益又は営業損失()	372,853,728	128,649,789
経常利益又は経常損失()	372,853,728	128,649,789
当期純利益又は当期純損失()	372,853,728	128,649,789
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額( )	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	288,311,777	74,342,751
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	10,199,200	10,784,400
期末剰余金又は期末欠損金()	74,342,751	192,208,140

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

# 有価証券の評価基準及び評価方法 株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由を もって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

# (貸借対照表に関する注記)

		第6期	第7期
		平成25年 7月 8日現在	平成26年 7月 8日現在
1 .	期首元本額	977,284,000円	977,284,000円
	期中追加設定元本額	- 円	- 円
	期中一部交換元本額	- 円	- 円
2 .	受益権の総数	836,000□	836,000□

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期			第7期		
自 平成24年 7月 9日		自 平成25年 7月 9日			
至 平成25年 7月 8日			至 平成26年 7月 8日		
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
Α	当期配当等収益額	15,338,693円	Α	当期配当等収益額	17,661,556円
В	分配準備積立金	63,737円	В	分配準備積立金	102,790円
С	配当等収益額合計(A+B)	15,402,430円	С	配当等収益額合計(A+B)	17,764,346円
D	経費	5,100,440円	D	経費	6,881,139円
E	収益分配可能額( C - D )	10,301,990円	Ε	収益分配可能額(C-D)	10,883,207円
F	収益分配金額	10,199,200円	F	収益分配金額	10,784,400円
G	次期繰越金(分配準備積立金)	102,790円	G	次期繰越金(分配準備積立金)	98,807円
	(E-F)		(E-F)		
Н	口数	836,000□	Н	口数	836,000□
I	分配金額(100口当たり)	1,220円	I	分配金額(100口当たり)	1,290円

# (金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	第6期	第7期
	自 平成24年 7月 9日	自 平成25年 7月 9日
	至 平成25年 7月 8日	至 平成26年 7月 8日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価	
	証券、デリバティブ取引等の金融商品の	   同左
	運用を信託約款に定める「運用の基本方	四生
	針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係	当ファンドが運用する主な有価証券は、	
るリスク	「重要な会計方針に係る事項に関する注	
	記」の「有価証券の評価基準及び評価方	
	法」に記載の有価証券等であり、全て売	
	買目的で保有しております。また、主な	
	デリバティブ取引には、先物取引、オプ	   同左
	ション取引等があり、信託財産に属する	问在
	資産の効率的な運用に資するために行う	
	ことができます。当該有価証券及びデリ	
	バティブ取引には、性質に応じてそれぞ	
	れ価格変動リスク、流動性リスク、信用	
	リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であ	
	るリスク管理部門を設置し、全社的なリ	   同左
	スク管理活動のモニタリング、指導の一	
	元化を図っております。	

# 金融商品の時価等に関する事項

		第6期	第7期
		平成25年 7月 8日現在	平成26年 7月 8日現在
貸借対照表計上額、	時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上し	同左
		ているため、その差額はありません。	四生
時価の算定方法		(1)有価証券	(1)有価証券
		売買目的有価証券	
		重要な会計方針に係る事項に関する注記	   同左
		「有価証券の評価基準及び評価方法」に	四生
		記載しております。	
		(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
		該当事項はありません。	同左
		(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
		短期間で決済されることから、時価は帳	
		簿価額と近似しているため、当該金融商	同左
		品の時価を帳簿価額としております。	

		有価証券届出書(内国投資信託	〔受益証券)
金融商品の時価等に関する事項につい	金融商品の時価には、市場価格に基づく		
ての補足説明	価額のほか、市場価格がない場合には合		
	理的に算定された価額が含まれておりま		
	す。当該価額の算定においては一定の前	同左	
	提条件等を採用しているため、異なる前		
	提条件等によった場合、当該価額が異な		
	ることもあります。		

(有価証券に関する注記)

第6期(平成25年7月8日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	351,427,496
合計	351,427,496

第7期(平成26年7月8日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額		
株式	113,637,099		
合計	113,637,099		

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

# (1口当たり情報)

		•	
第6期		第7期	
平成25年 7月 8日現在		平成26年 7月 8日現在	
1口当たり純資産額	1,257.93円	1口当たり純資産額	1,398.91円
(100口当たり純資産額)	(125,793円)	  (100口当たり純資産額)	(139,891円)

# (4)【附属明細表】

# 第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位:円)

<b>銘柄</b>	14-15-14	 評f	評価額	
	株式数	単価	金額	備考
マルハニチロ	500	1,635.00	817,500	
———————————————————— 石油資源開発	400	4,090.00	1,636,000	
コムシスホールディングス	1,200	1,849.00	2,218,800	
大成建設	12,000	554.00	6,648,000	
大林組	7,000	707.00	4,949,000	
清水建設	7,000	703.00	4,921,000	
長谷エコーポレーション	3,200	815.00	2,608,000	
鹿島建設	10,000	439.00	4,390,000	
奥村組	2,000	508.00	1,016,000	
戸田建設	3,000	396.00	1,188,000	
————————————————————— 前田道路	1,000	1,734.00	1,734,000	
	1,700	1,249.00	2,123,300	
きんでん	2,000	999.00	1,998,000	
協和エクシオ	900	1,436.00	1,292,400	
	300	2,393.00	717,900	
千代田化工建設	2,000	1,200.00	2,400,000	
日清製粉グループ本社	2,400	1,199.00	2,877,600	
江崎グリコ	1,000	1,622.00	1,622,000	
山崎製パン	2,000	1,277.00	2,554,000	
カルビー	900	2,872.00	2,584,800	
森永乳業	2,000	371.00	742,000	
ヤクルト本社	1,400	5,350.00	7,490,000	
明治ホールディングス	700	6,890.00	4,823,000	
雪印メグミルク	500	1,324.00	662,000	
日本八ム	2,000	2,018.00	4,036,000	
サッポロホールディングス	4,000	434.00	1,736,000	
宝ホールディングス	1,900	895.00	1,700,500	
コカ・コーラウエスト	700	1,732.00	1,212,400	
サントリー食品インターナショナル	1,600	3,850.00	6,160,000	
伊藤園	700	2,682.00	1,877,400	
不二製油	600	1,480.00	888,000	
キッコーマン	2,000	2,108.00	4,216,000	
キユーピー	1,200	1,698.00	2,037,600	
ハウス食品グループ本社	900	1,934.00	1,740,600	
カゴメ	900	1,792.00	1,612,800	
ニチレイ	3,000	478.00	1,434,000	
	1,000	3,150.00	3,150,000	
日清食品ホールディングス	900	5,280.00	4,752,000	

			1月1川市	正券届出書(内国投資信託
東洋紡	10,000	175.00	1,750,000	
日清紡ホールディングス	1,000	1,021.00	1,021,000	
帝人	9,000	246.00	2,214,000	
ワコールホールディングス	1,000	1,107.00	1,107,000	
TSIホールディングス	1,100	686.00	754,600	
オンワードホールディングス	1,000	736.00	736,000	
王子ホールディングス	10,000	420.00	4,200,000	
日本製紙	1,200	1,902.00	2,282,400	
北越紀州製紙	1,500	450.00	675,000	
レンゴー	2,000	475.00	950,000	
クラレ	3,600	1,324.00	4,766,400	
昭和電工	15,000	145.00	2,175,000	
住友化学	16,000	386.00	6,176,000	
日産化学工業	1,500	1,650.00	2,475,000	
東ソー	6,000	485.00	2,910,000	
トクヤマ	3,000	328.00	984,000	
セントラル硝子	2,000	381.00	762,000	
東亞合成	3,000	454.00	1,362,000	
電気化学工業	4,000	388.00	1,552,000	
エア・ウォーター	2,000	1,665.00	3,330,000	
大陽日酸	3,000	907.00	2,721,000	
日本触媒	2,000	1,343.00	2,686,000	
カネカ	3,000	630.00	1,890,000	
三菱瓦斯化学	3,000	633.00	1,899,000	
三井化学	10,000	274.00	2,740,000	
J S R	2,100	1,775.00	3,727,500	
東京応化工業	400	2,446.00	978,400	
ダイセル	3,000	1,013.00	3,039,000	
住友ベークライト	2,000	407.00	814,000	
<b>積水化学工業</b>	5,000	1,224.00	6,120,000	
日本ゼオン	2,000	1,071.00	2,142,000	
アイカ工業	600	2,180.00	1,308,000	
宇部興産	11,000	178.00	1,958,000	
日立化成	1,000	1,667.00	1,667,000	
日本化薬	1,000	1,292.00	1,292,000	
A D E K A	1,000	1,374.00	1,374,000	
日油	2,000	733.00	1,466,000	
日本ペイント	2,000	2,210.00	4,420,000	
関西ペイント	3,000	1,735.00	5,205,000	
DIC	8,000	256.00	2,048,000	
ライオン	3,000	595.00	1,785,000	
コーセー	400	4,090.00	1,636,000	

			有価語	正券届出書(内国投資信託
ポーラ・オルビスホールディングス	200	4,025.00		
小林製薬	400	6,380.00	2,552,000	
ニフコ	500	3,425.00	1,712,500	
協和発酵キリン	3,000	1,387.00	4,161,000	
大日本住友製薬	1,600	1,168.00	1,868,800	
塩野義製薬	3,500	2,119.00	7,416,500	
田辺三菱製薬	1,900	1,508.00	2,865,200	
中外製薬	2,200	2,847.00	6,263,400	
科研製薬	1,000	2,177.00	2,177,000	
ロート製薬	1,000	1,565.00	1,565,000	
小野薬品工業	1,000	8,990.00	8,990,000	
久光製薬	700	4,430.00	3,101,000	
持田製薬	200	7,230.00	1,446,000	
参天製薬	800	5,800.00	4,640,000	
ツムラ	700	2,381.00	1,666,700	
日医工	500	1,499.00	749,500	
キッセイ薬品工業	400	2,412.00	964,800	
沢井製薬	400	5,910.00	2,364,000	
キョーリン製薬ホールディングス	600	2,084.00	1,250,400	
大正製薬ホールディングス	500	7,490.00	3,745,000	
昭和シェル石油	2,000	1,120.00	2,240,000	
コスモ石油	6,000	208.00	1,248,000	
東燃ゼネラル石油	3,000	941.00	2,823,000	
出光興産	1,100	2,171.00	2,388,100	
横浜ゴム	2,000	872.00	1,744,000	
住友ゴム工業	1,800	1,466.00	2,638,800	
日本板硝子	11,000	143.00	1,573,000	
日本電気硝子	5,000	592.00	2,960,000	
住友大阪セメント	4,000	375.00	1,500,000	
太平洋セメント	13,000	402.00	5,226,000	
東海カーボン	2,000	301.00	602,000	
тото	3,000	1,370.00	4,110,000	
日本碍子	3,000	2,371.00	7,113,000	
日本特殊陶業	2,000	2,952.00	5,904,000	
神戸製鋼所	36,000	159.00	5,724,000	
日新製鋼	1,000	1,331.00	1,331,000	
大和工業	500	3,225.00	1,612,500	
淀川製鋼所	2,000	451.00	902,000	
丸一鋼管	800	2,811.00	2,248,800	
大同特殊鋼	4,000	522.00	2,088,000	
日立金属	2,000	1,581.00	3,162,000	
日本軽金属ホールディングス	5,100	158.00	805,800	

			1月1四点	正券届出書(内国投資信託
三井金属鉱業	6,000	302.00	1,812,000	
三菱マテリアル	14,000	374.00	5,236,000	
DOWAホールディングス	2,000	985.00	1,970,000	
古河電気工業	7,000	219.00	1,533,000	
フジクラ	4,000	517.00	2,068,000	
SUMCO	1,400	935.00	1,309,000	
東洋製罐グループホールディングス	1,600	1,567.00	2,507,200	
三和ホールディングス	2,000	731.00	1,462,000	
LIXILグループ	3,100	2,699.00	8,366,900	
ノーリツ	400	2,045.00	818,000	
リンナイ	300	9,610.00	2,883,000	
日本発條	1,800	1,010.00	1,818,000	
日本製鋼所	3,000	461.00	1,383,000	
三浦工業	300	3,690.00	1,107,000	
オークマ	1,000	961.00	961,000	
アマダ	3,000	1,031.00	3,093,000	
オーエスジー	900	1,829.00	1,646,100	
D M G 森精機	1,300	1,442.00	1,874,600	
ディスコ	300	6,720.00	2,016,000	
ナブテスコ	1,000	2,258.00	2,258,000	
住友重機械工業	6,000	483.00	2,898,000	
日立建機	1,100	2,033.00	2,236,300	
井関農機	2,000	275.00	550,000	
<b>荏原製作所</b>	5,000	658.00	3,290,000	
栗田工業	1,400	2,390.00	3,346,000	
タダノ	1,000	1,695.00	1,695,000	
SANKYO	700	3,920.00	2,744,000	
グローリー	600	3,410.00	2,046,000	
セガサミーホールディングス	2,300	1,968.00	4,526,400	
ホシザキ電機	500	5,190.00	2,595,000	
日本精工	5,000	1,369.00	6,845,000	
NTN	5,000	466.00	2,330,000	
ジェイテクト	2,300	1,786.00	4,107,800	
不二越	2,000	745.00	1,490,000	
тнк	1,300	2,558.00	3,325,400	
マキタ	1,400	6,210.00	8,694,000	
日立造船	1,700	558.00	948,600	
IHI	15,000	468.00	7,020,000	
イビデン	1,300	2,082.00	2,706,600	
コニカミノルタ	5,700	1,020.00	5,814,000	
ブラザー工業	2,800	1,821.00	5,098,800	
ミネベア	3,000	1,207.00	3,621,000	
				<u> </u>

			1月1川市	正券届出書(内国投資信託
富士電機	6,000	513.00	3,078,000	
安川電機	2,400	1,295.00	3,108,000	
明電舎	2,000	436.00	872,000	
東芝テック	1,000	727.00	727,000	
マブチモーター	300	8,020.00	2,406,000	
オムロン	2,400	4,270.00	10,248,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	4,000	681.00	2,724,000	
日本電気	29,000	357.00	10,353,000	
—————————————————————————————————————	8,000	225.00	1,800,000	
セイコーエプソン	1,500	4,460.00	6,690,000	
ワコム	1,700	582.00	989,400	
ジャパンディスプレイ	3,600	634.00	2,282,400	
シャープ	15,000	335.00	5,025,000	
アンリツ	1,300	1,143.00	1,485,900	
TDK	1,300	4,915.00	6,389,500	
アルプス電気	1,600	1,440.00	2,304,000	
ヒロセ電機	400	14,690.00	5,876,000	
横河電機	2,300	1,297.00	2,983,100	
アズビル	600	2,589.00	1,553,400	
日本光電工業	400	5,230.00	2,092,000	
堀場製作所	400	3,690.00	1,476,000	
アドバンテスト	1,500	1,226.00	1,839,000	
シスメックス	1,800	3,760.00	6,768,000	
スタンレー電気	1,600	2,655.00	4,248,000	
ウシオ電機	1,300	1,257.00	1,634,100	
カシオ計算機	2,200	1,571.00	3,456,200	
ローム	1,100	5,780.00	6,358,000	
浜松ホトニクス	900	4,990.00	4,491,000	
太陽誘電	1,000	1,113.00	1,113,000	
ニチコン	700	798.00	558,600	
小糸製作所	1,200	2,668.00	3,201,600	
大日本スクリーン製造	2,000	493.00	986,000	
トヨタ紡織	800	1,113.00	890,400	
ユニプレス	400	2,391.00	956,400	
豊田自動織機	2,000	5,360.00	10,720,000	
東海理化電機製作所	600	2,072.00	1,243,200	
三井造船	8,000	217.00	1,736,000	
川崎重工業	17,000	407.00	6,919,000	
日野自動車	2,700	1,443.00	3,896,100	
三菱自動車工業	7,700	1,126.00	8,670,200	
日信工業	400	2,073.00	829,200	
NOK	1,000	2,072.00	2,072,000	

			1月1川市	正券届出書(内国投資信託
ケーヒン	500	1,627.00	813,500	
アイシン精機	2,000	3,990.00	7,980,000	
マツダ	32,000	507.00	16,224,000	
ダイハツ工業	2,300	1,767.00	4,064,100	
ヤマハ発動機	3,300	1,806.00	5,959,800	
エクセディ	300	3,070.00	921,000	
豊田合成	700	2,107.00	1,474,900	
シマノ	900	11,250.00	10,125,000	
タカタ	400	2,160.00	864,000	
テイ・エス テック	400	3,120.00	1,248,000	
テルモ	3,300	2,291.00	7,560,300	
島津製作所	3,000	979.00	2,937,000	
東京精密	400	1,768.00	707,200	
オリンパス	3,200	3,655.00	11,696,000	
シチズンホールディングス	2,600	792.00	2,059,200	
ニプロ	1,100	895.00	984,500	
バンダイナムコホールディングス	2,400	2,418.00	5,803,200	
凸版印刷	6,000	789.00	4,734,000	
アシックス	2,100	2,265.00	4,756,500	
ヤマハ	1,600	1,606.00	2,569,600	
ピジョン	300	5,480.00	1,644,000	
リンテック	500	2,070.00	1,035,000	
コクヨ	1,100	887.00	975,700	
東京電力	18,200	425.00	7,735,000	
中国電力	3,000	1,399.00	4,197,000	
北陸電力	2,100	1,363.00	2,862,300	
東北電力	5,300	1,211.00	6,418,300	
四国電力	1,900	1,431.00	2,718,900	
九州電力	4,700	1,233.00	5,795,100	
北海道電力	2,000	862.00	1,724,000	
電源開発	1,300	3,295.00	4,283,500	
東邦瓦斯	5,000	564.00	2,820,000	
東武鉄道	12,000	529.00	6,348,000	
相鉄ホールディングス	4,000	388.00	1,552,000	
東京急行電鉄	13,000	730.00	9,490,000	
京浜急行電鉄	5,000	913.00	4,565,000	
小田急電鉄	7,000	975.00	6,825,000	
京王電鉄	6,000	803.00	4,818,000	
京成電鉄	3,000	1,009.00	3,027,000	
西武ホールディングス	1,700	2,078.00	3,532,600	
西日本鉄道	3,000	413.00	1,239,000	
近畿日本鉄道	22,000	376.00	8,272,000	

			1月1四記	正券届出書(内国投資信託
阪急阪神ホールディングス	14,000	581.00	8,134,000	
南海電気鉄道	4,000	451.00	1,804,000	
京阪電気鉄道	5,000	428.00	2,140,000	
名古屋鉄道	8,000	437.00	3,496,000	
日本通運	8,000	495.00	3,960,000	
山九	3,000	530.00	1,590,000	
日本梱包運輸倉庫	600	1,767.00	1,060,200	
福山通運	1,000	572.00	572,000	
セイノーホールディングス	1,000	1,189.00	1,189,000	
日本郵船	18,000	297.00	5,346,000	
商船三井	12,000	383.00	4,596,000	
川崎汽船	9,000	221.00	1,989,000	
日本航空	1,800	5,740.00	10,332,000	
三菱倉庫	1,000	1,518.00	1,518,000	
住友倉庫	1,000	590.00	590,000	
上組	3,000	945.00	2,835,000	
I Tホールディングス	800	1,873.00	1,498,400	
グリー	1,300	846.00	1,099,800	
ネクソン	1,800	1,016.00	1,828,800	
野村総合研究所	1,200	3,140.00	3,768,000	
フジ・メディア・ホールディングス	2,100	1,683.00	3,534,300	
オービック	700	3,355.00	2,348,500	
ヤフー	15,200	469.00	7,128,800	
トレンドマイクロ	900	3,400.00	3,060,000	
日本オラクル	300	4,415.00	1,324,500	
伊藤忠テクノソリューションズ	200	4,365.00	873,000	
大塚商会	600	4,910.00	2,946,000	
ネットワンシステムズ	800	699.00	559,200	
東京放送ホールディングス	1,200	1,224.00	1,468,800	
日本テレビホールディングス	2,100	1,756.00	3,687,600	
テレビ朝日ホールディングス	500	1,895.00	947,500	
光通信	200	7,500.00	1,500,000	
松竹	1,000	955.00	955,000	
東宝	1,500	2,421.00	3,631,500	
エヌ・ティ・ティ・データ	1,500	3,855.00	5,782,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	800	1,950.00	1,560,000	
カプコン	500	1,757.00	878,500	
コナミ	1,000	2,252.00	2,252,000	
双日	14,100	179.00	2,523,900	
アルフレッサ ホールディングス	600	6,590.00	3,954,000	
メディパルホールディングス	2,100	1,426.00	2,994,600	
長瀬産業	1,200	1,280.00	1,536,000	

			有恤:	正券届出書(内国投資信託
豊田通商	2,400	2,887.00	6,928,800	
日立ハイテクノロジーズ	600	2,461.00	1,476,600	
キヤノンマーケティングジャパン	600	1,944.00	1,166,400	
阪和興業	2,000	445.00	890,000	
岩谷産業	2,000	772.00	1,544,000	
東邦ホールディングス	700	2,000.00	1,400,000	
サンゲツ	400	2,740.00	1,096,000	
サンリオ	500	2,901.00	1,450,500	
リョーサン	300	2,173.00	651,900	
オートバックスセブン	700	1,724.00	1,206,800	
ミスミグループ本社	800	3,035.00	2,428,000	
スズケン	900	3,690.00	3,321,000	
ローソン	900	7,660.00	6,894,000	
エービーシー・マート	300	5,290.00	1,587,000	
アダストリアホールディングス	200	2,562.00	512,400	
J.フロント リテイリング	5,000	695.00	3,475,000	
マツモトキヨシホールディングス	400	3,550.00	1,420,000	
スタートトゥデイ	700	2,651.00	1,855,700	
三越伊勢丹ホールディングス	4,200	1,272.00	5,342,400	
コスモス薬品	100	10,950.00	1,095,000	
ツルハホールディングス	400	5,570.00	2,228,000	
良品計画	200	12,130.00	2,426,000	
ドンキホーテホールディングス	700	5,290.00	3,703,000	
ゼンショーホールディングス	1,000	1,036.00	1,036,000	
スギホールディングス	400	4,680.00	1,872,000	
ファミリーマート	700	4,550.00	3,185,000	
島忠	500	2,395.00	1,197,500	
コメリ	300	2,589.00	776,700	
青山商事	500	2,734.00	1,367,000	
しまむら	300	10,400.00	3,120,000	
高島屋	3,000	964.00	2,892,000	
エイチ・ツー・オー リテイリング	2,000	793.00	1,586,000	
丸井グループ	2,800	957.00	2,679,600	
ユニーグループ・ホールディングス	2,000	636.00	1,272,000	
イズミ	500	3,210.00	1,605,000	
ケーズホールディングス	400	2,928.00	1,171,200	
ヤマダ電機	8,400	361.00	3,032,400	
ニトリホールディングス	800	5,810.00	4,648,000	
吉野家ホールディングス	600	1,464.00	878,400	
サンドラッグ	500	4,440.00	2,220,000	
新生銀行	18,000	227.00	4,086,000	
あおぞら銀行	11,000	337.00	3,707,000	

			1月1四記	正券届出書(内国投資信託
第四銀行	3,000	380.00	1,140,000	
西日本シティ銀行	8,000	254.00	2,032,000	
千葉銀行	8,000	730.00	5,840,000	
常陽銀行	8,000	546.00	4,368,000	
群馬銀行	5,000	602.00	3,010,000	
武蔵野銀行	300	3,525.00	1,057,500	
七十七銀行	3,000	532.00	1,596,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	9,000	498.00	4,482,000	
静岡銀行	6,000	1,134.00	6,804,000	
十六銀行	3,000	378.00	1,134,000	
スルガ銀行	2,000	1,957.00	3,914,000	
八十二銀行	4,000	630.00	2,520,000	
大垣共立銀行	3,000	282.00	846,000	
北國銀行	2,000	345.00	690,000	
滋賀銀行	2,000	616.00	1,232,000	
南都銀行	2,000	415.00	830,000	
百五銀行	2,000	413.00	826,000	
京都銀行	4,000	925.00	3,700,000	
紀陽銀行	800	1,388.00	1,110,400	
ほくほくフィナンシャルグループ	14,000	213.00	2,982,000	
広島銀行	6,000	492.00	2,952,000	
山陰合同銀行	1,000	739.00	739,000	
中国銀行	1,500	1,558.00	2,337,000	
伊予銀行	2,300	1,032.00	2,373,600	
百十四銀行	2,000	359.00	718,000	
阿波銀行	2,000	571.00	1,142,000	
鹿児島銀行	2,000	679.00	1,358,000	
肥後銀行	2,000	558.00	1,116,000	
セブン銀行	7,900	413.00	3,262,700	
山口フィナンシャルグループ	2,000	1,061.00	2,122,000	
北洋銀行	3,200	428.00	1,369,600	
京葉銀行	2,000	511.00	1,022,000	
池田泉州ホールディングス	1,600	521.00	833,600	
SBIホールディングス	2,600	1,289.00	3,351,400	
ジャフコ	300	4,640.00	1,392,000	
岡三証券グループ	2,000	778.00	1,556,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	2,300	752.00	1,729,600	
松井証券	1,100	1,006.00	1,106,600	
ソニーフィナンシャルホールディングス	2,000	1,706.00	3,412,000	
クレディセゾン	1,700	2,118.00	3,600,600	
東京センチュリーリース	500	3,410.00	1,705,000	
アイフル	3,800	628.00	2,386,400	

				止夯庙出書(内国投貨信託
イオンフィナンシャルサービス	1,200	2,594.00		
アコム	4,300	451.00	1,939,300	
日立キャピタル	400	2,800.00	1,120,000	
三菱UFJリース	5,400	609.00	3,288,600	
日本取引所グループ	3,100	2,477.00	7,678,700	
ヒューリック	3,600	1,369.00	4,928,400	
野村不動産ホールディングス	1,400	1,978.00	2,769,200	
東急不動産ホールディングス	4,700	783.00	3,680,100	
パーク24	1,100	1,867.00	2,053,700	
東京建物	4,000	927.00	3,708,000	
レオパレス21	2,400	508.00	1,219,200	
イオンモール	1,400	2,682.00	3,754,800	
エヌ・ティ・ティ都市開発	1,300	1,163.00	1,511,900	
日本空港ビルデング	700	3,030.00	2,121,000	
綜合警備保障	800	2,446.00	1,956,800	
カカクコム	1,300	1,722.00	2,238,600	
エムスリー	1,500	1,631.00	2,446,500	
ディー・エヌ・エー	1,200	1,356.00	1,627,200	
博報堂DYホールディングス	3,100	1,023.00	3,171,300	
電通	2,100	4,140.00	8,694,000	
みらかホールディングス	600	5,050.00	3,030,000	
ダスキン	600	1,963.00	1,177,800	
リゾートトラスト	800	2,094.00	1,675,200	
ユー・エス・エス	2,700	1,758.00	4,746,600	
	9,700	1,379.00	13,376,300	
メイテック	300	3,160.00	948,000	
アサツー ディ・ケイ	400	2,758.00	1,103,200	
ベネッセホールディングス	800	4,365.00	3,492,000	
ダイセキ	300	1,935.00	580,500	
合 計	1,258,900		1,168,441,700	

### (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

EDINET提出書類 日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

#### 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2014年 7月31日現在です。

#### 【純資産額計算書】

資産総額	489,441,398円
負債総額	11,155,884円
純資産総額( - )	478,285,514円
発行済口数	336,815□
1口当たり純資産額( / )	1,420.02円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1)名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている 振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換株式の交付(信託終了時の交換等を含みます。)については、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

#### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

### (1)資本金の額

平成26年7月末現在 資本金 17,363,045,900円

発行可能株式総数 230,000,000株

発行済株式総数 197,012,500株

### 過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後 ( 変更前 )
平成21年10月 1 日	17,363,045,900円(16,403,045,900円)

#### (2)会社の意思決定機関(平成26年7月末現在)

#### ・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な 事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日(事業年度の終了)から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって 常勤の監査役を選定します。

### (3)運用の意思決定プロセス(平成26年7月末現在)

- 1.投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
- 2.各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
- 3.各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
- 4.トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、 発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
- 5.運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成26年7月末現在の投資信託などは次の通りです。

	純資産額

	種類	ファンド本数	(単位:億円)
投資信託総	合計	516	96,554
株式打	设資信託	459	74,962
	単位型	67	1,779
	追加型	392	73,183
公社信	責投資信託	57	21,591
	単位型	41	329
	追加型	16	21,262
投資法人合	<u> </u>	1	43

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

				(単位:百万円)
	(平5	第54期 뉯25年 3 月31日)		第55期 (平成26年 3 月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金	3	15,820	3	17,805
有価証券		-		234
前払費用	3	380	3	419
未収入金		4		37
未収委託者報酬		7,472		7,162
未収収益	3	342	3	608
関係会社短期貸付金		606		240
立替金		335		303
繰延税金資産		869		984
その他	2	30	2	30
流動資産合計		25,862		27,826
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	48	1	47
器具備品	1	124	1	134
有形固定資産合計		172	_	181
無形固定資産			_	

		131411211111111111111111111111111111111
ソフトウエア	70	91
無形固定資産合計	70	91
投資その他の資産		
投資有価証券	7,170	7,290
関係会社株式	22,935	21,702
関係会社長期貸付金	60	60
長期差入保証金	706	692
繰延税金資産	500	525
投資その他の資産合計	31,373	30,271
固定資産合計	31,616	30,544
資産合計	57,478	58,371

				(単位:百万円)
		第54期 (平成25年 3 月31日)		第55期 (平成26年 3 月31日)
負債の部				
流動負債				
預り金		305		329
未払金		3,862		3,404
未払収益分配金		6		6
未払償還金		115		112
未払手数料	3	3,195	3	2,743
その他未払金		545		542
未払費用	3	3,282	3	3,239
未払法人税等		589		2,286
未払消費税等	4	123	4	356
賞与引当金		1,770		1,935
役員賞与引当金	_	80	_	150
流動負債合計	_	10,012	_	11,702
固定負債				
退職給付引当金		1,001		1,081
その他	_	55		55
固定負債合計	_	1,057	_	1,137
負債合計	_	11,070	_	12,840
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金	_	5,220	_	5,220
資本剰余金合計	_	5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		23,530	_	22,694
利益剰余金合計	_	23,530		22,694
自己株式	_	68		68
株主資本合計	_	46,045		45,209
	_		_	

		有価証券届出書(内国投資
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	362	321
評価・換算差額等合計	362	321
純資産合計	46,408	45,531
負債純資産合計	57,478	58,371

# (2)【損益計算書】

		7/7 HD		(単位:百万円)
	(自 至	第54期 平成24年 4 月 1 日 平成25年 3 月31日)	(自 至	第55期 平成25年 4 月 1 日 平成26年 3 月31日)
営業収益		,		
委託者報酬		52,848		63,120
その他営業収益		1,922		2,557
営業収益合計		54,771		65,678
営業費用				
支払手数料		26,955		31,207
広告宣伝費		649		1,081
公告費		7		2
調査費		10,797		13,405
調査費		691		712
委託調査費		10,089		12,669
図書費		17		23
委託計算費		406		465
営業雑経費		530		558
通信費		188		186
印刷費		214		252
協会費		46		43
諸会費		16		11
その他		64		65
営業費用計		39,347		46,721
一般管理費				
給料		6,759		7,171
役員報酬		256		316
役員賞与引当金繰入額		80		150
給料・手当		4,565		4,719
賞与		87		50
賞与引当金繰入額		1,770		1,935
交際費		100		108
寄付金		66		54
旅費交通費		313		448
租税公課		188		209
不動産賃借料		753		755
退職給付費用		312		313
退職金		83		32
固定資産減価償却費		124		109
諸経費		3,061		3,364
一般管理費計		11,764		12,568
営業利益		3,659	-	6,388

						(単位:百万円)
		(自 至	第54期 平成24年 4 月 1 日 平成25年 3 月31日)		(自 至	第55期 平成25年4月1日 平成26年3月31日)
営業外収益			·			
受取利息			12			17
受取配当金	1		601	1		1,774
時効成立分配金・償還金			4			4
為替差益			64			26
その他			16			19
営業外収益合計			699			1,842
営業外費用						
支払利息			19			19
有価証券償還損			1			-
時効成立後支払分配金・償還金			15			22
支払源泉所得税			55			57
その他			2			13
営業外費用合計			93			114
経常利益			4,265			8,116
特別利益						
投資有価証券売却益			226			135
関係会社株式売却益			239			-
特別利益合計			465			135
特別損失						
投資有価証券売却損			84			12
関係会社株式評価損			-			4,500
固定資産処分損			3			0
割増退職金			-			59
役員退職一時金			75			235
特別損失合計			163			4,807
税引前当期純利益			4,568			3,445
法人税、住民税及び事業税			1,480			3,020
法人税等調整額			260			119
法人税等合計			1,740	•		2,900
当期純利益			2,827	•		544

# (3)【株主資本等変動計算書】

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	(単位:白万円)							
		株主資本						
		資本剰	<b></b> 制余金	利益乗	余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余	自己株式	株主資本 合計	
		貝平学佣並	<b>5</b> 个十佣业	<b>員</b> 卒学補並 合計	繰越利益 剰余金	金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,172	22,172	68	44,687	
当期変動額								
剰余金の配当				1,468	1,468		1,468	

# 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当期純利益				2,827	2,827		2,827
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	1,358	1,358	-	1,358
当期末残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045

	評価・換	評価・換算差額等		
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	42	42	44,729	
当期变動額				
剰余金の配当			1,468	
当期純利益			2,827	
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)	320	320	320	
当期変動額合計	320	320	1,678	
当期末残高	362	362	46,408	

# 第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

(十座・口/川)								
		株主資本						
	資本金	資本剰	制余金	利益乗	余金			
		資本金	資本金	<b>次上注 /# △</b>	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余	自己株式
		資本华 <b>湘</b> 玉	貝本学開本   合計	繰越利益 剰余金	金合計			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045	
当期変動額								
剰余金の配当				1,380	1,380		1,380	
当期純利益				544	544		544	
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	836	836	ı	836	
当期末残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	68	45,209	

	評価・換	評価・換算差額等		
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	362	362	46,408	
当期変動額				
剰余金の配当			1,380	
当期純利益			544	
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)	40	40	40	
当期変動額合計	40	40	876	
当期末残高	321	321	45,531	

#### (重要な会計方針)

項目	第55期 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
1 資産の評価基準及び評価 方法	(1) 有価証券     子会社株式及び関連会社株式     総平均法による原価法     その他有価証券     時価のあるもの     決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)     時価のないもの     総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方 法	<ul> <li>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。         なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年~5年 器具備品 4年~20年</li> <li>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</li> </ul>
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業 年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年 度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間 に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
4 その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事 項	数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生 の翌事業年度から費用処理しております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外 消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

### (表示方法の変更)

#### 第55期

(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、(退職給付関係)注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、 (退職給付関係)の注記の組替えは行っておりません。

### (貸借対照表関係)

第54期 (平成25年 3 月31日)	第55期 (平成26年 3 月31日)			
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額			
建物 1,054百万円	建物 建物 1,091百万円			
器具備品 618百万円	· ·			
2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金 信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託し ております。				
3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産)	3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産)			
現金・預金 3,818百万円	現金・預金 6,249百万円			
前払費用 2百万円				
未収収益 58百万円	未収収益 74百万円			
(流動負債)	(流動負債)			
未払手数料 143百万円	未払手数料 98百万円			
未払費用 297百万円	未払費用 274百万円			
4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。	4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。			
5 保証債務	5 保証債務			
当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd た	当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd が			
ロンドン ウォール リミテッド パートナーシップ	ロンドン ウォール リミテッド パートナーシップ			
に支払うオフィス賃借料等の債務87百万円に対して 保証を行っております。また当社は、Nikko Asse Management Americas, Inc. がマディソン タワー	保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc.がマディソン タワー			
アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払 うオフィス賃借料等の債務243百万円に対して保証				

### (損益計算書関係)

を行っております。

第54期	第55期
(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、
次のとおりであります。	次のとおりであります。
受取配当金 552百万円	受取配当金 1,290百万円

を行っております。

### (株主資本等変動計算書関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

### 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	197,012,500	-	-	197,012,500

# 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	109,600	-	-	109,600

### 3 新株予約権等に関する事項

新株子		新株予約権の目的となる株式の数(株)			7(株)	当事業年	
新株予約権の内訳	の 目的となる 株式の種類	当事業年度期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	度末残高 (百万円)	
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	19,215,900	-	2,237,400	16,978,500	-	
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,676,400	ı	49,500	1,626,900	-	
平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	ı	-	2,310,000	-	
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	1	-	2,955,200	-	
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,091,800	1	161,700	5,930,100	-	
合計		32,249,300	-	2,448,600	29,800,700	-	

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストック オプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
  - 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
  - 3 平成21年度ストックオプション(1)13,625,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,287,000 株、平成22年度ストックオプション(1)1,732,500株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

#### 4 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種 類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年 5 月28日 取締役会	普通株式	1,468	7.46	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月19日

# (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種 類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 5 月27日 取締役会	普通株式	利益剰 余金	1,380	7.01	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月18日

### 第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

### 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	109,600	-	-	109,600

#### 3 新株予約権等に関する事項

	新株予約権	新株·	新株予約権の目的となる株式の数(株)				
新株予約権の内訳	の 目的となる 株式の種類	当事業年度期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	当事業年 度末残高 (百万円)	
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	16,978,500	-	1,075,800	15,902,700	-	
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,626,900	-	59,400	1,567,500	-	
平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	1	-	2,310,000	-	
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-	
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	5,930,100	1	541,200	5,388,900	-	
合計		29,800,700	1	1,676,400	28,124,300	-	

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストック オプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
  - 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
  - 3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500 株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株及び平成23年度ストックオプション(1)2,887,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

#### 4 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 5 月27日 取締役会	普通株式	1,380	7.01	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

### (リース取引関係)

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
オペレーティング・リース取引		オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	750百万円	1 年内	751百万円
1 年超	807百万円	1 年超	77百万円
合計	1,558百万円	合計	828百万円

### (金融商品関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

- 1 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等によ

る信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### 2 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

			( 1 12 + 17 31 3 7
	貸借対照表 計上額( )	時価( )	差額
(1) 現金・預金	15,820	15,820	-
(2) 未収委託者報酬	7,472	7,472	-
(3) 未収収益	342	342	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	7,091	7,091	-
(5) 未払金	(3,862)	(3,862)	-
(6) 未払費用	(3,282)	(3,282)	-

( )負債に計上されているものについては、( )で示しております。

### (注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。
- (4) 投資有価証券投資信託は基準価額によっております。
- (5) 未払金及び(6) 未払費用 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。
- 2 非上場株式等(貸借対照表計上額79百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- 3 子会社株式(貸借対照表計上額20,042百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。
- 4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,820	-	-	-
未収委託者報酬	7,472	-	-	-
未収収益	342	-	-	-
投資有価証券				
投資信託	-	385	1,299	920
合計	23,635	385	1,299	920

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

- 1 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### 2 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

			<u> </u>
	貸借対照表 計上額( )	時価( )	差額
(1)現金・預金	17,805	17,805	-
(2) 未収委託者報酬	7,162	7,162	-
(3) 未収収益	608	608	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,457	7,457	-
(5) 未払金	(3,404)	(3,404)	-
(6) 未払費用	(3,239)	(3,239)	-

( )負債に計上されているものについては、( )で示しております。

#### (注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 有価証券及び投資有価証券 投資信託は基準価額によっております。
- (5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- 2 非上場株式等(貸借対照表計上額66百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- 3 子会社株式(貸借対照表計上額18,809百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。
- 4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	17,805	-	-	-
未収委託者報酬	7,162	-	-	-
未収収益	608	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	234	315	1,166	973
合計	25,811	315	1,166	973

### (有価証券関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

	貸借対照表計上
	額
子会社株式	20,042
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

### 2 その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも	投資信託	6,366	5,708	658
取得原価を超えるもの	小計	6,366	5,708	658
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない	投資信託	724	821	96
取得原価を超えない もの	小計	724	821	96
合計	•	7,091	6,529	561

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
  - 2 非上場株式等(貸借対照表計上額 79百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	43	35	67
投資信託	1,099	190	17
合計	1,143	226	84

### 第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

(十四・日/川))		
	貸借対照表計上	
	額	
子会社株式	18,809	
関連会社株式	2,892	

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

### 2 その他有価証券

(単位:百万円)

				<u> </u>
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも	投資信託	3,819	3,188	631
の 以付ぶ 画を超えるも	小計	3,819	3,188	631
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない	投資信託	3,637	3,768	130
もの	小計	3,637	3,768	130
合計		7,457	6,957	500

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
  - 2 非上場株式等(貸借対照表計上額 66百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	11	-
投資信託	1,734	124	12
合計	1,758	135	12

### (持分法損益等)

第54期	第55期	
(自 平成24年4月1日	(自 平成25年 4 月 1 日	
至 平成25年3月31日)	至 平成26年 3 月31日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位:百万円 (1)関連会社に対する投資の金額 3,06 (2)持分法を適用した場合の投資の金額 6,28 (3)持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,15	9 (1)関連会社に対する投資の金額 3,065 0 (2)持分法を適用した場合の投資の金額 7,660	

## (退職給付関係)

### 第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

1,101
1,101
99
1,001

3 退職給付費用に関する事項

		(単位:百万円)
1	勤務費用	102
П	利息費用	13
八	数理計算上の差異の費用処理額	24
=	確定拠出型企業年金への掛金	171
朩	退職給付費用合計	312

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

1	退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例
	割引率	0.9%
八	数理計算上の差異の処理年数	10年

### 第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

- 2 確定給付制度
- (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,101	百万円
勤務費用	110	"
利息費用	9	"
数理計算上の差異の発生額	9	"
退職給付の支払額	56	"
退職給付債務の期末残高	1,174	"

### (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,174	百万円
未積立退職給付債務	1,174	"
未認識数理計算上の差異	92	"
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	"
退職給付引当金	1,081	百万円
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	"

# (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	110	百万円
利息費用	9	"
数理計算上の差異の費用処理額	16	<i>"</i>
確定給付制度に係る退職給付費用	137	"

### (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.8%

### 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、176百万円でありました。

### (ストックオプション等関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

# (1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックス	オプション(1)	平成21年度ス	ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社 の取締役・従業員	271名	当社及び関係 st の取締役・従業	48名
株式の種類別のストックオプ ションの付与数 (注)	普通株式	19,724,100株	普通株式	1,702,800株
付与日	平成22年 2 月	8日	平成	22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下初日」といいます。)、能初日から1年経過した当該権利行使可能初日が日の翌日まで原則としてにあることを要し、それ株予約権の2分の1、41ずつ権利確定する。た約権の行使時において、していることを要する。	当該権利行使可 日の翌日、及び いら2年経過した 従業員等の地位 れぞれ保有する新 分の1、4分の ただし、本新株予		同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可 2年を経過した日まで	『能初日から		同左
権利行使期間	平成24年 1 月2 平成32年 1 月2			同左

	平成22年度ストック	オプション(1)	平成23年度ストッ	クオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員	1名	当社及び関係会社 の取締役・従業員	186名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式	2,310,000株	普通株式	6,101,700株
付与日	平成22年 8 月	]20日	平成23年	10月7日

有価証券届出書(内国投資信託受益証券			資信託受益証券)
	平成24年1月22日(以下「権利行使可能	平成25年10月7日(以下「権利行使可能	
	初日」といいます。)、当該権利行使可	初日」といいます。)、当該権利行使可	
	能初日から1年経過した日の翌日、及び	能初日から1年経過した日の翌日、及び	
	当該権利行使可能初日から2年経過した	当該権利行使可能初日から2年経過した	
  権利確定条件	日の翌日まで原則として従業員等の地位	日の翌日まで原則として従業員等の地位	
惟利唯足未什	にあることを要し、それぞれ保有する新	にあることを要し、それぞれ保有する新	
	株予約権の2分の1、4分の1、4分の	株予約権の2分の1、4分の1、4分の	
	1ずつ権利確定する。ただし、本新株予	1ずつ権利確定する。ただし、本新株予	
	約権の行使時において、当社が株式公開	約権の行使時において、当社が株式公開	
	していることを要する。	していることを要する。	
<del>가 수, 보니 20 HD</del> BB	付与日から、権利行使可能初日から	付与日から、権利行使可能初日から	
対象勤務期間	2年を経過した日まで	2年を経過した日まで	
+矢毛1/二/末廿188	平成24年 1 月22日から	平成25年10月 7 日から	
権利行使期間 	平成32年 1 月21日まで	平成33年10月 6 日まで	

# (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

# ストックオプション (新株予約権)の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	19,215,900	1,676,400
付与	0	0
失効	2,237,400	49,500
権利確定	0	0
権利未確定残	16,978,500	1,626,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	•	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	6,091,800
付与	0	0
失効	0	161,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,930,100
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-

権利未行使残	_	-
惟利禾1]误%	-	<del>-</del>

### 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積 りによっております。
  - 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額 当事業年度末における本源的価値の合計額 百万円
  - 3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

### 第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

### (1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストック	オプション(1)	平成21年度ストック	オプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員	271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員	48名
株式の種類別のストックオプ ションの付与数 (注)	普通株式	19,724,100株	普通株式	1,702,800株
付与日	平成22年 2	月8日	平成22年 8	月20日
権利確定条件	平成24年月22日 可能ででは、 利行では、 利子では、 のでは、 のでは、 のでは、 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 でいる。	す1利の位す1だて )経使日あ新4、 当し能でこる株分本が 該た初原と約1株分本が を権す予式	同左	
対象勤務期間	付与日から、権利行 2年を経過した日まで		同左	
権利行使期間	平成24年 1 月22日から 平成32年 1 月21日まで 同左			

	平成22年度ストック	オプション(1)	平成23年度ストック:	オプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員	1名	当社及び関係会社の 取締役・従業員	186名

株式の種類別のストックオプ ションの付与数 (注)	普通株式	2,310,000株	普通株式	6,101,700株
付与日	平成22年	8月20日	平成23	年10月7日
権利確定条件	可能初日から 利行ではいる 利行ではいる のののでは、 のののでは、 でして、 でして、 でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	(以すのでは、 (以すのでは、 (以すのでは、 (以すのでは、 (はずのでは、 (はずのでは、 (はずのでは、 (はずのでは、 (はずれができる。) (はずれができる。) (はずればいでは、 (はずればいではがいでは、 (はずればいではないではないではないではないではないではないではないではないではないではな	可能初日」といい 利行使可能初日が の翌日、及び当ま から2年経過した として従業員等の 要し、それぞれに の2分の1、4分 つ権利確定する。	日は、   日は、
対象勤務期間	付与日から、権利 <sup>2</sup> 2年を経過した日		付与日から、権利 2年を経過したE	刊行使可能初日から 日まで
権利行使期間		月22日から 月21日まで		0月7日から 0月6日まで

# (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

# ストックオプション (新株予約権)の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利確定前(株)		
期首	16,978,500	1,626,900
付与	0	0
失効	1,075,800	59,400
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,930,100
付与	0	0
失効	0	541,200
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,388,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-

権利未行使残	-	-	
			П

### 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2	
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日	
権利行使価格(円)	625	625	
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0	

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)		
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月7日		
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3		
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0		

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積 りによっております。
  - 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額 当事業年度末における本源的価値の合計額 百万円
  - 3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

### (税効果会計関係)

第54期		第55期		
(平成25年 3 月31	∃)	(平成26年 3 月31日)		
1 繰延税金資産及び繰延税金負債	の発生の主な原因別	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別		
の内訳		の内訳		
	(単位:百万円)	(単位:百万円)		
繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)		
賞与引当金繰入超過額	672	賞与引当金繰入超過額 689		
その他	196	その他 294		
小計	869	小計 984		
   繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)		
投資有価証券評価損	149	投資有価証券評価損 148		
退職給付引当金超過額	361	関係会社株式評価損 1,665		
固定資産減価償却超過額	174	退職給付引当金超過額 385		
その他	75	固定資産減価償却超過額 158		
小計	760	その他 34		
繰延税金資産小計	1,630	小計 2,391		
評価性引当金	61	繰延税金資産小計 3,375		
繰延税金資産合計	1,568	評価性引当金 1,665		
		繰延税金資産合計 1,710		
繰延税金負債(固定)		繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	199	その他有価証券評価差額金 200		
繰延税金負債合計	199	繰延税金負債合計 200		
繰延税金資産の純額	1,369	繰延税金資産の純額 1,510		

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
評価性引当金の増減	46.6%
交際費等永久に損金に算入されない 項目	3.7%
受取配当金等永久に益金に算入され ない項目	12.9%
税率変更による期末繰延税金資産の 減額修正	1.9%
海外子会社の留保利益の影響額等	6.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担 率	84.2%

	,
第54期	第55期
(平成25年3月31日)	(平成26年 3 月31日)
	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延
-	税金負債の金額の修正
	「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年
	法律第10号)の施行に伴い、「復興特別法人税に関
	する政令の一部を改正する政令」(平成26年政令第
	151号)が平成26年3月31日に公布されたことによ
	り、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復
	興特別法人税が課されないこととなりました。これ
	に伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度におい
	て解消が見込まれる一時差異について、当社が使用
	した法定実効税率は38.0%から35.6%に変更されて
	おります。この結果、繰延税金資産の金額(繰延税
	金負債の金額を控除した金額)は65百万円減少し、
	その他有価証券評価差額金の金額が1百万円、法人
	税等調整額の金額が63百万円、それぞれ増加してお
	ります。

### (関連当事者情報)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

- 1 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引
  - (ア) 財務諸表提出会社の親会社 重要な該当事項はありません。

### (イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在 地	資本金 又は 出資金 (千SGD)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management	シンガ	252,000	アセット マネジメ	直接	資金の	資金の貸付 (シンガポー ルドル貨建) (注1)	525 (千SGD 8,000)	関係会社 短期貸付金	606 (干SGD 8,000)
<b>丁去</b> 粒	International Limited	   国 	252,000	ント業	100.00	貸付	貸付金利息 (シンガポー ルドル貨建) (注1)	5 (千SGD 76)	未収収益	5 (千SGD 76)

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
  - 1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

三井住友信託銀行株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成24年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計10,930百万円負債合計1,103百万円純資産合計9,826百万円

営業収益 7,917百万円税引前当期純利益 2,801百万円当期純利益 2,091百万円

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

- 1 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引
  - (ア) 財務諸表提出会社の親会社 重要な該当事項はありません。

#### (イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在 地	資本金 又は 出資金 (千SGD)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)					
	Nikko Asset Management International Limited	anagement ポール 292,000 マネ: nternational 国			資金の	資金の貸付 (シンガポー ルドル貨建) (注1)	398 (千 SGD 5,059) (注2)	関係会社 短期貸付金	240 (千 SGD 2,940)						
子会社			292,000	マベンス	直接 100.00		メ	ジメー・ロック			貸付	貸付金利息 (シンガポー ルドル貨建) (注1)	15 (千 SGD 192)	未収収益	5 (千 SGD 64)
					-	増資の引受 (注3)	3,266 (千 SGD 40,000)	-	-						

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
  - 1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
  - 2 資金の貸付に係る取引金額 398百万円(5,059千 SGD)の内訳は、貸付240百万円(2,940千 SGD) 及び返済 638百万円(8,000千 SGD)であります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3 Nikko Asset Management International Limitedの行った40,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

### 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

三井住友信託銀行株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成25年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計 15,790百万円 負債合計 1,713百万円 純資産合計 14,076百万円

営業収益 11,350百万円税引前当期純利益 4,212百万円当期純利益 3,096百万円

### (セグメント情報等)

#### セグメント情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

### 関連情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

- 1 製品及びサービスごとの情報
  - 当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。
- 2 地域ごとの情報
  - (1)営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

### 2 地域ごとの情報

### (1)営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

### (2)有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

### 3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

#### (1株当たり情報)

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1 株当たり純資産額	235円69銭	231円23銭	
1 株当たり当期純利益金額	14円35銭	2円76銭	

- (注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が 非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しており ません。
  - 2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 (自 平成	第55期
· 块口 	至 平成25年3月31日) 至 平成	26年 3 月31日)

当期純利益(百万円)	2,827	544
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,827	544
普通株式の期中平均株式数 ( 千株 )	196,903	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかっ た潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 16,978,500株、平成21年度ストックオプション(2) 1,626,900株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,930,100株	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1)5,388,900株

#### 3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (平成25年 3 月31日)	第55期 (平成26年 3 月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	46,408	45,531
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	46,408	45,531
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	196,903	196,903

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5【その他】

### (1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

### (1)受託会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

### < 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 資本金の額 : 10,000百万円(平成26年3月末現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に

基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受

託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべ

てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

### (2)販売会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証 券株式会社	4,500百万円	
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
JPモルガン証券株式会社	50,275百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一
ドイツ証券株式会社	72,728百万円	種金融商品取引業を営んでい
野村證券株式会社	10,000百万円	ます。
バークレイズ証券株式会社	32,945百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株 式会社	40,500百万円	
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440百万円	
モルガン・スタンレーMUFG証券株式 会社	62,100百万円	

### 2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券などの管理・計算事務・収益分配金の支払いなどを行ないます。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集の取扱い、交換に関する業務、買取りに関する業務、信託終了時の交換などに関する業務などを行ないます。

#### 3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用します。
- (2)目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3)目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合には その旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前 に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

- (4)有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者 の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5)目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」 「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の 内容の記載とすることがあります。
- (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (7)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (8)交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな

EDINET提出書類 日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

らない旨の記載。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社 取締役会御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 羽 太 典 明

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 秋 宗 勝 彦

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

### 独立監査人の監査報告書

平成26年8月6日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司 業務執行社員

指定社員 公認会計士鶴田光夫 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている上場インデックスファンドTOPIX Mid400日本中型株の平成25年7月9日から平成26年7月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上場インデックスファンドTOPIX Mid400日本中型株の平成26年7月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。